

独立行政法人農畜産業振興機構の
第5期 中期目標・中期計画

令和5年7月20日

農林水産省

第5期（令和5～9年度）中期目標の主なポイント

I 策定に当たって

農林水産省は、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づき、5年ごとに独立行政法人農畜産業振興機構が達成すべき業務運営に関する中期目標を策定することとしており、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、令和5年度から令和9年度までを期間とする第5期中期目標を策定。

II 概要（第4期中期目標からの主な変更点等）

（1）適正な全体評価のための評価指標の記載

第4期中期目標には一部の項目にしか記載していなかった目標の達成度を評価する指標について、全ての項目に記載、公表することにより、適正かつ厳正な評価の実施や国民に対する説明責任を果たすよう改善。

（2）法人の位置付け、役割

中期目標の前文に、新たな目標の根拠となる法人位置付け、役割について、令和4年3月2日に改定された指針に基づき、「法人の使命及びこれまでの取組」、「法人を取り巻く環境の変化」及び「第5期中期目標期間の取組方針」を項目立てて記載。

（3）国民に対して提供するサービス等に関する事項

ア 各セグメント共通

機構の主たる業務である経営安定対策、需給調整・価格安定対策、緊急対策について、引き続き着実に実施。定量的な目標である交付金の交付日数、情報の公表期日等について、これまでの実績を踏まえて、一部、短縮して設定。

イ 情報収集提供業務

最近の世界情勢の変化への対応、特に中国等の需給動向の重要性が増していることから項目を「情報収集の的確な実施」に変更し、関係機関との連携、海外における情報収集体制の強化を図る。

ウ TPP等政策大綱への対応

TPP等政策大綱への対応について、平成30年度の協定発効に併せて各業務の対応が完了したため削除。

(4) 業務運営の効率化に関する事項

ア 補助事業の効率化等

第4期までは業務執行の改善の項目の文中に記述していた補助事業の審査・評価について、項目を新設し補助事業に関するP D C Aサイクルを明確化。

イ デジタル化の推進による業務の効率化

農林水産省共通申請サービス（e M A F F）を活用した業務手続のオンライン化、内部管理のデジタル化等の推進を新設したほか、情報システムの適切な整備及び管理について、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保による体制強化を図る。

(5) その他業務運営に関する重要事項

職員の人事に関する計画について、業務運営を支える人材の確保・育成の観点から関係機関との人事交流や在外経験に関する取組、また、女性の活躍推進に係る取組について記載。

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>1 法人の使命及びこれまでの取組</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象とした、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命としている。</p> <p>機構は、この役割を果たすため、平成15年10月1日の設立以降、第1期から第4期中期目標期間において、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、自然災害や家畜疾病等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を迅速かつ的確に対応してきた。</p> <p>2 法人を取り巻く環境の変化</p> <p>国内における農畜産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後本格的な少子高齢化・人口減少により消費の減少が見込まれている。また、農業分野においても農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中で、生産基盤が損なわれることに加えて、大規模災害、家畜疾病等の被害が我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威による経済活動への影響が懸念されている。このため、国は食</p> | <p>(前文)</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象として、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、自然災害や家畜疾病等に係る緊急対策、情報収集提供業務等の的確な実施を通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという重要な使命を担っている。</p> <p>機構の業務については、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）等の国の重要な方針に、その実施が位置付けられてきた。</p> <p>基本計画決定以降では、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰等が我が国の食料や農畜産業の現場に甚大な影響を及ぼしており、機構の業務の重要性は一層増している。</p> <p>また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）では、高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続的な発展に向けた競争力の強化や農業者の所得向上を実現するため、農業分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することとされている。</p> <p>こうした中、機構は、これらの使命を果たすため、第5期中期目標期間においても引き続き、国との連携強化を図りつつ、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）や独立行政法人農畜産業振興機構中期目標（令和5年3月1日農林水産省指令4畜産第2409号）等の政府方針を踏まえ、国民の信</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需給の変化に対応した生産・供給体制を構築する等、食料安全保障の確立を推進することとしている。</p> <p>基本計画決定以降では、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰等が我が国の食料や農畜産業の現場に甚大な影響を及ぼしている。</p> <p>また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）では、高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続的な発展に向けた競争力の強化や農業者の所得向上を実現するため、農業分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することとしている。</p> | <p>頼に応えられるよう、各種手続き等のデジタル化やデジタル人材の育成・確保、海外における情報収集体制の更なる整備等に努めるとともに、以下の取組を機動的かつ効率的に実施していくこととする。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>状況を踏まえ、農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に適切な情報を提供するためにも、特に海外における情報収集体制の更なる整備が必要である。</p> <p>第2 中期目標の期間</p> <p>機構の中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>なお、独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定）における「一定の事業等のまとめ」は、以下の5業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務 2 畜産（酪農・乳業）関係業務 3 野菜関係業務 4 特産（砂糖・でん粉）関係業務 5 情報収集提供業務 <p>1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務</p> <p>（1）経営安定対策 国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を</p> | <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>経営安定対策、需給調整・価格安定対策及び緊急対策の各業務については、基本計画等において示された国の政策目標等を踏まえつつ、農畜産業を巡る諸情勢の変化に的確に対応し、その効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務</p> <p>（1）経営安定対策</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>持つて畜産業に従事できるよう、畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、肉畜・食肉等に係る補助事業等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 肉用牛・肉豚生産者の経営安定及び国産の牛肉・豚肉の安定供給を図るため、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）に基づき、肉用牛又は肉豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回った場合の交付対象生産者への交付金の交付等を行う。</p> <p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。 (第4期中期目標期間実績：34業務日)</p> <p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：2業務日)</p> <p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。</p> | <p>ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。</p> <p>(ア) 肉用牛交付金の交付 肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。</p> <p>(イ) 肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>(ウ) 肉豚交付金の交付 肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>(第4期中期目標期間実績：－業務日)</p> <p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：－業務日)</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等 肉用子牛生産の安定を図るために、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づき、肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合に、肉用子牛生産者補給交付金の交付等を行う。</p> <p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：11業務日)</p> <p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：5業務日)</p> | <p>(エ) 肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等</p> <p>(ア) 肉用子牛生産者補給交付金等の交付 肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>(イ) 肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>ウ 畜産業振興事業</p> <p>肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p> <p>【指標】(第3の1の(1)のア～ウ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アの(ア)、(ウ)及びイの(ア)：交付件数に対する目標期日までに交付金を交付した件数 ○アの(イ)、(エ)及びイの(イ)：交付回数に対する目標期日までに交付状況に係る情報を公表した回数 ○ウ：新規・拡充事業数に対する事業説明会の開催又は、現地調査等を行った事業数 <p><目標水準の考え方> (第3の1の(1)のア及びイ)</p> <p>アの(ア)については、交付金の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目</p> | <p>ウ 畜産業振興事業</p> <p>肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---------|
| <p>標を、アの（ウ）については、第4期中期目標期間における実績がなかったことから、これまでの制度での交付金の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、法制化後の交付手続の変更を勘案した水準の目標を、イの（ア）については、第4期中期目標期間の実績は主に積立助成金の交付であったが、今後は肉用子牛生産者補給金も交付する場合を考慮し、第4期中期目標期間と同水準の目標を設定した。</p> <p>また、アの（イ）及びイの（イ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を、アの（エ）については、第4期中期目標期間における実績がなかったことから、業務内容が類似しているアの（イ）と同水準の目標を設定した。</p> <p>【重要度：高】（第3の1の（1）のアの（ア）、（ウ）及びイの（ア））</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「TPP等政策大綱」という。）において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>（2）緊急対策</p> <p>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として</p> | |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第4期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>【指標】(第3の1の(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急対策として制定した事業数に対する目標期日までに事業実施要綱を制定した事業数 <p><目標水準の考え方> (第3の1の(2))</p> <p>緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p> <p>【困難度：高】(第3の1の(2))</p> <p>災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p> | <p>則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。</p> |
| <p>2 畜産（酪農・乳業）関係業務</p> <p>(1) 経営安定対策</p> <p>国の政策目標である基本計画等を踏まえ、生産者が希望を持って酪農業に従事できるよう、酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、酪農・乳業に係る補助事業等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等</p> | <p>2 畜産（酪農・乳業）関係業務</p> <p>(1) 経営安定対策</p> <p>ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|--|
| <p>生乳等の需給の安定及び酪農経営の安定を図るため、畜産経営安定法に基づき、対象事業者に加工原料乳生産者補給交付金の交付等を行う。</p> <p>(ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。）。 (第4期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：9業務日)</p> <p>イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> | <p>(ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付 加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。 ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。</p> <p>(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。</p> <p>イ 畜産業振興事業 酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|--|
| <p>(ア) 酪農対策</p> <p>酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。</p> <p>補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：11業務日)</p> | <p>(ア) 酪農対策</p> <p>酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。</p> <p>補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に交付する。</p> |
| <p>(イ) 補完対策</p> <p>酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%)</p> | <p>(イ) 補完対策</p> <p>酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。</p> |

【指標】(第3の2の(1)のア及びイ)

- アの(ア)：支払請求件数に対する目標期日までに交付金等を交付した件数
- アの(イ)：加工原料乳認定数量等に係る情報の公表回数に対する目標期日までに公表した回数
- イの(ア)：補助金を交付した件数に対する目標期日までに補助金を交付した件数
- イの(イ)：新規・拡充事業数に対する事業説明会の開催又は

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>現地調査等を行った事業数 <目標水準の考え方>（第3の2の（1）のア及びイの（ア）） アについては、交付金等を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を、イの（ア）については、補助金の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p> <p>【重要度：高】（第3の2の（1）のアの（ア）及びイの（ア）） アの（ア）及びイの（ア）については、基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、アの（ア）については、TPP等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>（2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を以下のとおり実施する。 （ア）指定乳製品等の輸入入札 国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針によ</p> | <p>（2）需給調整・価格安定対策 ア 指定乳製品等の輸入・売買 （ア）指定乳製品等の輸入入札 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>り、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%)</p> | <p>済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。</p> <p>また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。</p> |
| <p>(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：14業務日)</p> <p>(ウ) 輸入バターの流通計画の公表 上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までにホームページで公表する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末)</p> | <p>(イ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。</p> <p>(ウ) 輸入バターの流通計画の公表 上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までに、ホームページで公表する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>(エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の19日)</p> | <p>(エ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。</p> |
| <p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 (参考：第4期中期目標期間実績：3回（令和4年度実績）)</p> | <p>イ 乳製品需給等情報交換会議の開催 脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---------|
| <p>標期日までに公表した回数 ○イ：乳製品需給等情報交換会議の開催実績 <目標水準の考え方>（第3の2の（2）のアの（イ）～（エ）） アの（イ）については、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績に、輸入業者からの現品受領後の需要者への売渡し等の事務手続きを考慮した水準の目標を設定した。 また、アの（ウ）については、流通計画の取りまとめを考慮し、その効率化が図られたことを踏まえて、目標を設定した。 アの（エ）については、業務実績の取りまとめを考慮し、公表内容の確認等の事務手続きを踏まえて、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p> <p>(3) 緊急対策 酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。 (第4期中期目標期間実績：11業務日)</p> <p>【指標】(第3の2の（3）)</p> | |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|--|
| <p>○緊急対策として制定した事業数に対する目標期日までに事業実施要綱を策定した事業数 <目標水準の考え方>（第3の2の（3）） 同種の緊急対策として行う事業の補助金等を申請する事業実施主体、事業内容等の具体化に要する期間を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p> <p>【困難度：高】（第3の2の（3）） 災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。</p> <p>3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 野菜については、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）等に基づき、生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を以下のとおり実施する。 その際、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう適切に対応する。 ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、そ</p> | <p>3 野菜関係業務 (1) 経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>の低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：11業務日）</p> | <p>については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> |
| <p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。</p> <p>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から20業務日以内に交付する。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：16業務日）</p> | <p>イ 契約指定野菜安定供給事業</p> <p>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から20業務日以内に交付する。</p> |
| <p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等</p> <p>特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。</p> <p>助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：11業務日）</p> | <p>ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等</p> <p>ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>エ 業務内容等の公表 ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 (第4期中期目標期間実績：毎月)</p> | <p>エ 業務内容等の公表 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。</p> |
| <p>オ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 (第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%)</p> <p>【指標】(第3の3の(1)のア～オ) ○ア、イ及びウ：交付申請の総件数に対する目標期日までに交付金等を交付した件数 ○エ：交付予約数量、価格等を公表した月数等 ○オ：事業数に対する事業説明会等を実施した事業数 <目標水準の考え方> (第3の3の(1)のア～ウ)</p> | <p>オ セーフティネット対策の適切な対応 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。</p> <p>カ 野菜農業振興事業 加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---------|
| <p>交付金等の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を考慮し、ア及びウについては、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を、イについては、毎年度新たな登録生産者等が加入していることを踏まえ、過去の最大値をもとに、可能な限り事務処理の迅速化が図られていることを勘案した水準の目標を設定した。</p> <p>【重要度：高】（第3の3の（1）のア～ウ）</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>（2）需給調整・価格安定対策</p> <p>野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。</p> <p>（第4期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%）</p> <p>【指標】（第3の3の（2））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業数に対する事業説明会等を実施した事業数 <p>4 特産（砂糖・でん粉）関係業務</p> <p>（1）経営安定対策</p> <p>砂糖及びでん粉については、基本計画を踏まえ、地域経済</p> | |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）に基づき、交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：7業務日)</p> <p>(イ) 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：18業務日)</p> <p>(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> | <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>(ア) 甘味資源作物交付金の交付</p> <p>甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> <p>(イ) 国内産糖交付金の交付</p> <p>国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> <p>(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|--|
| (第4期中期目標期間実績：翌月の15日) | 定数量を翌月の15日までに公表する。 |
| <p>イ でん粉関係業務</p> <p>でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金の交付等を以下のとおり実施する。</p> | <p>イ でん粉関係業務</p> |
| <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> | <p>(ア) でん粉原料用いも交付金の交付</p> <p>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。</p> |
| <p>(第4期中期目標期間実績：7業務日)</p> | |
| <p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> | <p>(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付</p> <p>国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。</p> |
| <p>(第4期中期目標期間実績：18業務日)</p> | |
| <p>(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> | <p>(ウ) 業務内容等の公表</p> <p>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。</p> |
| <p>(第4期中期目標期間実績：翌月の15日)</p> | |
| <p>【指標】(第3の4の(1)のア及びイ)</p> | |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>○アの（ア）及びイの（ア）：概算払請求総件数に対する目標期日までに交付金を交付した件数</p> <p>○アの（イ）及びイの（イ）：交付申請受理総件数に対する目標期日までに交付金を交付した件数</p> <p>○アの（ウ）：制度周知等の取組状況及び交付決定数量を目標期日までに公表した回数</p> <p>○イの（ウ）：交付決定数量を目標期日までに公表した回数</p> <p>＜目標水準の考え方＞（第3の4の（1）のア及びイ）</p> <p>アの（ア）、（イ）及びイの（ア）、（イ）については、交付金等の交付を申請する対象者、申請件数、申請書類、審査内容等を、また、アの（ウ）及びイの（ウ）については、業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p> <p>【重要度：高】（第3の4の（1）のア及びイ）</p> <p>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、TPP等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るため、糖価調整法に基づき、調整金の徴収を以下のとおり実施する。</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>制度の円滑な運用を図るため、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、</p> | <p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>ア 砂糖関係業務</p> <p>砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>調整金の徴収を行い、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の15日)</p> | <p>点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> |
| <p>イ でん粉関係業務 機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：翌月の15日)</p> | <p>イ でん粉関係業務 でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。</p> |
| <p>【指標】(第3の4の(2)のア及びイ) ○ア：制度周知等の取組状況及び売買実績の公表回数に対する目標期日までに公表を行った回数 ○イ：売買実績の公表回数に対する目標期日までに公表を行った回数</p> | |
| <p><目標水準の考え方> (第3の4の(2)のア及びイ) 業務実績の取りまとめ、公表内容の確認等の事務手続きを考慮し、効率的な事務処理が行われたと考えられる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p> | |
| <p>5 情報収集提供業務 農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営</p> | <p>5 情報収集提供業務</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|--|
| <p>安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、機構法に基づき、情報収集提供業務を以下のとおり実施する。なお、実施に当たっては、中国等の需給動向の重要性が増しているほか、海外の情勢により我が国の農畜産業に甚大な影響が生じている状況を踏まえ、海外における情報収集体制を強化する。</p> <p>(1) 情報収集の的確な実施</p> <p>需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p> <p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>(参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年3回開催)</p> <p>【指標】(第3の5の(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報利用者等の参画を得て開催する委員会や調査報告会等で得られた意見等を踏まえた、調査テーマの重点化の取組状況 ○海外における情報収集体制の整備の取組状況 | <p>(1) 情報収集の的確な実施</p> <p>農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等(以下「需給等関連情報」という。)の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。</p> <p>また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>(2) 需給等関連情報の提供 需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 (第4期中期目標期間実績：需給関連統計情報は8業務日、需給動向情報は翌月)</p> <p>【指標】(第3の5の(2)) ○需給関連統計情報及び需給動向情報の公表回数に対する目標期日までに公表した回数</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 (第4期中期目標期間実績：4.1) また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p> <p>【指標】(第3の5の(3)) ○アンケート調査等の実施状況、情報利用者の満足度及びアンケート調査結果等に基づく情報提供内容の改善等の取組状況 <目標水準の考え方> (第3の5の(2)及び(3))</p> | <p>(2) 需給等関連情報の迅速な提供 需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。</p> <p>(3) 情報提供の効果測定等 情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。 また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。 さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| 第4期中期目標期間の実績を踏まえつつ、第4期中期目標期間の目標と同水準の目標を設定した。 | |
| 第4 業務運営の効率化に関する事項 | 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 |
| 1 業務運営の効率化による経費の削減 | 1 業務運営の効率化による経費の削減 |
| (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 | (1) 業務経費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。 |
| 【指標】 ○業務経費を毎年度平均で対前年度比1%削減 | |
| (2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。 | (2) 一般管理費の削減 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。 |
| 【指標】 ○一般管理費を毎年度平均で対前年度比3%削減 | |
| 2 役職員の給与水準 | 2 役職員の給与水準 |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員の給与水準を考慮した検証や取組状況の公表 <p>3 調達等合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p> <p>また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。</p> <p>（参考：第4期中期目標期間実績：委員会を年1回開催）</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約件数（競争性のない随意契約及び少額随意契約を除く）に対する競争性のある調達手続きを実施した契約件数 | <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>3 調達等合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。</p> <p>また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○企画競争又は公募を実施した随意契約件数に対する機構掲示板への掲示及びホームページ掲載件数 ○監事に対する契約状況の報告及び入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況 | |
| <p>4 業務執行の改善</p> <p>機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p> | <p>4 業務執行の改善</p> <p>機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p> |
| <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機構による業務全体の点検・分析及びその評価 ○第三者機関による業務の点検・評価及びその反映状況 | |
| <p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p> | <p>5 機能的で効率的な組織体制の整備</p> <p>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。</p> |
| <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じた組織体制の整備の取組状況 | |
| <p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保</p> <p>透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表</p> | <p>6 補助事業の効率化等</p> <p>(1) 透明性の確保</p> <p>透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|--|
| <p>することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p> <p>また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p> | <p>ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。</p> <p>イ 事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。</p> |
| <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助事業の公募対象事業数に対する公募を実施した事業数 ○事業の採択の概要等の公表回数に対する目標期日までに公表した回数 ○新規・拡充事業数に対する説明会の開催又は現地確認調査等を行った事業数 <p>(2) 効率的な業務の実施</p> <p>効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10業務日以内に承認等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。</p> | <p>(2) 効率的な事業の実施</p> <p>効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。</p> <p>ア 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。</p> <p>イ 費用対効果分析を実施している事業にあっては、施設設置後3年目までは利用状況の調査を行う。</p> <p>また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> <p>(第4期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施 ○施設整備事業事業採択数に対する費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択した事業数、現地調査の実施状況、受理した実施計画等の件数に対する目標期日までに承認等を行った件数 ○畜産業振興事業等の決算上の不用理由の分析状況及び造成している基金の見直し状況 <p><目標水準の考え方> (第4の6の(2))</p> <p>受理した要領、実施計画及び交付申請に係る承認等については、審査内容等を考慮し、効率的な事務処理が行われたと考え</p> | <p>等を通じ、改善を指導する。</p> <p>ウ 事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から10業務日以内に承認等を行う。</p> <p>エ 畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。</p> <p>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>られる第4期中期目標期間の実績と同水準の目標を設定した。</p> <p>(3) 補助事業の審査・評価</p> <p>機構自らが主体的に補助事業の執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機構による補助事業の達成状況等の自己評価 ○第三者機関による業務の点検・評価及びその反映状況 | |
| <h2>7 デジタル化の推進による業務の効率化</h2> <p>(1) デジタル化の推進</p> <p>業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（e MAF F）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。</p> <p>なお、e MAF Fの活用に当たっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デジタル化による業務効率化の取組状況 <p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策</p> | <p>(3) 補助事業の審査・評価</p> <p>補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。</p> <h2>7 デジタル化の推進による業務の効率化</h2> <p>(1) デジタル化の推進</p> <p>業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、農林水産省共通申請サービス（e MAF F）等を活用した業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。</p> <p>なお、e MAF Fの活用に当たっては、業務における効率化の程度などを勘案の上、機構所有のシステムとの連携や生産者等の利便性も考慮し、より効率的なサービスとなるよう国と連携し計画的に推進するよう努める。</p> <p>(2) 情報システムの適切な整備及び管理</p> <p>情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p> | <p>策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備を行う。</p> <p>また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。</p> |
| <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報システムの整備及び管理に係る取組状況 | |
| (第5の3に記載) | <p>8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制</p> <p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」(平成22年9月農林水産省公表)及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」(令和4年12月農林水産省公表)に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p> |
| <p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に</p> | <p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算（略） 2 収支計画（略） 3 資金計画（略） 4 財務運営の適正化 <p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>計画とともに、効率的に執行する。</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p> <p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p> | <p>法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。</p> |
| <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収益化単位の事業毎の予算と実績の適切な管理状況及び業務区分に基づくセグメント情報の開示状況 | <p>また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。</p> |
| <p>2 資金の管理及び運用</p> <p>資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p> | <p>5 資金の管理及び運用</p> <p>資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。</p> |
| <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用状況 <p>3 砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制</p> <p>砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22年9月農林水産省公表）及び「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じ</p> | <p>(第2の8に記載)</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---------|
| <p>られている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定 <p>第4 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営費交付金に係る短期借入金 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度4億円とする。 2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度800億円とする。 3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度120億円とする。 <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度</p> | |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---------------------------|---|
| <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> | <p>補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。</p> <p>平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。</p> <p>また、所有する職員宿舎を7戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし</p> <p>第7 剰余金の使途 人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|--|
| <p>1 内部統制の拡充・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るために、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p> | <p>1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、理事長のリーダーシップの下、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実・強化を図る。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るために、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。</p> |
| <p>2 職員の人事に関する計画</p> <p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正配置を行う。</p> | <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 職員の人事に関する方針</p> <p>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>また、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、人材育成のための研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく取組等を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の適切な配置のための人材確保及び人事評価制度の活用 ○人材育成のための研修及び女性職員の登用の実績 | <p>の適正配置を行う。</p> <p>また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。</p> <p>(3) 業務運営能力等の向上 機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に發揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。</p> <p>ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。</p> <p>イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした部門別研修（会計事務職員研修、衛生管理者養成研修、海外派遣研修等）を実施する。</p> <p>ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、デジタル人材育成研修（情報ネットワーク維持管理研修等）の実施等デジタル人材の育成を図るための取組を推進する。</p> <p>エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させるこ</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○照会事項への対応状況 <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。</p> <p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別</p> | <p>とができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく「えるぼし認定」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。</p> <p>3 情報公開の推進</p> <p>(1) 情報開示及び照会事項への対応</p> <p>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。</p> <p>(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進</p> <p>ア 畜産関係業務、野菜関係業務</p> <p>機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。</p> <p>また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>の総額も公表する。</p> | <p>別の総額も公表する。</p> <p>これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> |
| <p>特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期終了月の翌月末までに公表する。</p> | <p>イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務 特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。</p> |
| <p>また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。</p> | <p>ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進 畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。</p> |
| <p>このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを9月末までに公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。</p> | <p>エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進 畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度9月末までに公表する。</p> <p>また、事業返還金の活用について、その会計処理の分か</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○畜産関係業務及び野菜関係業務における直接補助事業者等に 　　係る情報のうち、各年度9月末までに公表した回数 ○特産関係（砂糖・でん粉）関係業務における交付金交付対象 　　者に対する交付金の総額等の公表回数に対する各年度四半期 　　終了月の翌月末までに公表した回数 ○基金の保有状況、使用見込み等の公表実 　　績 ○畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流 　　れの公表回数に対する各年度9月末までに公表した回数 | <p>りやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。</p> |
| <p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に 寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深め るため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連し た情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメデ ィアを通じて積極的に分かりやすい形で発信する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施状況及び広 　　報活動の改善策についての検討状況 ○ホームページ等での情報提供の推進のための取組状況 ○消費者等との意見交換会等の際に参加者に対して実施するアン 　　ケート調査結果について、農畜産物や機構業務に関する理解度 | <p>4 消費者等への広報</p> <p>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に 寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深め る観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務 に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソー シャルメディアを通じて積極的にわかりやすい形で発信する ため、以下の取組を実施する。</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|---|
| <p>を指標化した5段階評価で4.0以上の評価</p> | <p>(1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討</p> <p>消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の見直しを検討する。</p> <p>(2) ホームページ等での情報提供の推進</p> <p>アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。</p> <p>(3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p> <p>消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。</p> |
| <p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に</p> | <p>5 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>(1) 情報セキュリティ対策の向上</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|--|--|
| <p>取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報セキュリティ対策に係る関係規程等の見直し・周知及び対策の実施状況の点検、監査、改善等の状況 ○緊急時を含めた所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施状況 | <p>情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p> <p>(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備</p> <p>農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。</p> <p>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。</p> <p>6 施設及び設備に関する計画 予定なし</p> <p>7 積立金の処分に関する事項</p> <p>畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ロからヘまでに規定する業務、同条第5号ホ及びヘに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第3条第1項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第4期中期目標期間中に自</p> |

| 第5期中期目標 | 第5期中期計画 |
|---|---|
| <p>6 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p> <p>【指標】 ○長期借入れの実施状況</p> <p>(別紙) 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図 独立行政法人農畜産業振興機構（ALIC）の使命等と目標との関係</p> | <p>已収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。</p> <p>8 長期借入れを行う場合の留意事項 機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。</p> |